

## 食品表示責任者養成研修の開催について

### 1 目的

本研修会は、次の者を対象に、適正な食品表示を行うために必要となる知識を習得していただくことを目的に開催します。

- (1) 「徳島県食品表示の適正化に関する条例」に基づく、届出制度の対象となる事業者で、食品表示責任者又は食品表示責任者になる予定の者  
※徳島県食品表示の適正化に関する条例第 28 条により、食品表示責任者になる者は、養成講座の受講が義務づけられています。  
※今回の研修通知については、平成 30 年 6 月 1 日までに届出を行った方に対して送付しています。
- (2) 県内の食品関連事業者（製造業者、流通業者、販売業者等）において食品表示に携わっており、事業所の代表者が推薦する者

### 2 日時及び場所

- (1) 平成 30 年 7 月 23 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
徳島県庁（徳島市万代町 1-1） 11 階 講堂
- (2) 平成 30 年 7 月 30 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
徳島県立工業技術センター（徳島市雑賀町西開 11-2） 管理棟 2 階 講堂
- (3) 平成 30 年 8 月 8 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
阿波市立土成歴史館（阿波市土成町土成字丸山 46 番地 1） 2 階 会議室
- (4) 平成 30 年 8 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
西部総合県民局三好庁舎（三好市池田町マチ 2415） 2 階 大会議室
- (5) 平成 30 年 8 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
南部総合県民局美波庁舎（海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1）  
2 階 大会議室

※西部総合県民局三好庁舎は外来の駐車場所が少ないため、池田小学校の運動場を臨時の駐車場として借りていますが、できるだけ乗り合わせるか公共交通機関でお越しください。

※その他の会場においても駐車場に限りがございますので、できるだけ乗り合わせるか公共交通機関でお越しください。

### 3 内容

研修カリキュラムは、次のとおりです。

時刻	研修内容
13:00～13:30	受付
13:30～13:40	開会
13:40～14:20	食品表示法に基づく表示制度（品質事項）について
14:20～14:50	食品表示法に基づく表示制度（衛生事項）について
15:00～15:30	食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく表示制度について
15:30～15:45	景品表示法における食品表示に関する事項について
15:45～16:00	その他・質疑応答・閉会

### 4 参加申込み

申込書に必要事項を記入の上、参加希望日の7日前までに、安全衛生課までファクシミリ又は郵便で送付してください。

なお、会場の定員を超えた場合には、人数の調整をさせていただく場合があります。

#### 申込先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部消費者暮らし安全局

安全衛生課 食の安全安心担当

電話：088-621-2110 ファクシミリ：088-621-2848